

横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業
入札説明書等変更対照表【再公告】（第2回）

平成20年6月17日

横浜市

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業／入札説明書等変更対照表【再公告】（第2回）

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後															
入札説明書		32 及び 33	7	1	(1)					「サービスの対価の構成」	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価</td> <td>確認方法 確認時期</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料C</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料D</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料E</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> </table>	サービス対価	確認方法 確認時期	サービス購入料C	平成 23年11月から。	サービス購入料D	平成 23年11月から。	サービス購入料E	平成 23年11月から。	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価</td> <td>確認方法 確認時期</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料C</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料D</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料E</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> </table>	サービス対価	確認方法 確認時期	サービス購入料C	平成 24年2月から。	サービス購入料D	平成 24年2月から。	サービス購入料E	平成 24年2月から。
サービス対価	確認方法 確認時期																											
サービス購入料C	平成 23年11月から。																											
サービス購入料D	平成 23年11月から。																											
サービス購入料E	平成 23年11月から。																											
サービス対価	確認方法 確認時期																											
サービス購入料C	平成 24年2月から。																											
サービス購入料D	平成 24年2月から。																											
サービス購入料E	平成 24年2月から。																											
入札説明書		34	7	1	(2)	①	ウ			基準金利	サービス購入料Aの基準金利は…	サービス購入料A ₁ の基準金利は…																
入札説明書		34	7	1	(2)	①	オ			入札価格の算定にあたっての提案金利	入札価格の算定にあたっては、平成 20 年 6 月 17 日(火)の午前 10 時現在における上記ウの金利を基準金利として用いることとする。	入札価格の算定にあたっての提案金利は、サービス購入料A ₁ は 0.905%、サービス購入料B ₁ 及びB ₂ は 1.990%を基準金利として用いることとする。																
入札説明書		36	7	2						サービスの対価の改定	(1)物価変動に伴う維持管理・運営の対価の改定の考え方 維持管理・運営の対価については…	(1)物価変動に伴うサービスの対価の改定の考え方 サービスの対価については…																
要求水準書		49 及び 50	7	7	(1)	① 及び ②				基本設計	工事費概算書(6箇所)	(削除)																
要求水準書		62	9	2	(1)					対象施設の解体	・上水道の廃止(引込み管撤去、廃止届)及び井戸の埋設	・上水道の廃止(引込み管撤去、廃止届)																
要求水準書	1										瀬谷区運営方針(概要版)	「平成 20 年度瀬谷区区政運営方針概要版」に差し替え																

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後	
											名称	使用目的	名称	使用目的
要求水準書	6	7								必要諸室及び仕様(区役所)	名称	使用目的	名称	使用目的
											福祉保健相談係事務室	・受付カウンターで、サービス課に来る…	福祉保健相談係事務室	・カウンターで、サービス課に来る…
											高齢者支援担当事務室	・面接カウンターでお客様との相談	高齢者支援担当事務室	・相談ブースでお客様との相談
											障害者支援担当事務室	・面接カウンターでお客様との相談	障害者支援担当事務室	・相談ブースでお客様との相談
要求水準書	6	10								必要諸室及び仕様(区役所)	名称	その他・設備特記事項	名称	その他・設備特記事項
											栄養相談室	ガス台、作業代付 2 槽シンク 3 台	栄養相談室	ガス台、作業代付 2 槽シンク 3 台および調理台 (W1200*D600*H800) 3 台

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後																																												
要求水準書	7	1及び3								必要諸室及び仕様(公会堂)	<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール関係</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>・ホール催事時のホワイエ</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>・ホール機能部分の管理</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> </tr> <tr> <td>トイレ(男子・女子・多目的)</td> <td>・ホールと近接した位置に配置すること</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> </tr> <tr> <td>調光室 照明室 映写室 放送室</td> <td>・ホール使用用途に即した…</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>・ホールでイベントが行われていない時にも…</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>・7~8名(事業者の職員)がホール管理の事務を執れる…</td> </tr> </table>	課名		ホール関係		名称	使用目的	ホワイエ	・ホール催事時のホワイエ	事務室	・ホール機能部分の管理	名称	動線・配置計画に関する留意事項	トイレ(男子・女子・多目的)	・ホールと近接した位置に配置すること	名称	使用目的	調光室 照明室 映写室 放送室	・ホール使用用途に即した…	ホワイエ	・ホールでイベントが行われていない時にも…	事務室	・7~8名(事業者の職員)がホール管理の事務を執れる…	<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講堂関係</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>・講堂催事時のホワイエ</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>・講堂機能部分の管理</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> </tr> <tr> <td>トイレ(男子・女子・多目的)</td> <td>・客席と近接した位置に配置すること</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> </tr> <tr> <td>調光室 照明室 映写室 放送室</td> <td>・講堂使用用途に即した…</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>・講堂でイベントが行われていない時にも…</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>・7~8名(事業者の職員)が講堂管理の事務を執れる…</td> </tr> </table>	課名		講堂関係		名称	使用目的	ホワイエ	・講堂催事時のホワイエ	事務室	・講堂機能部分の管理	名称	動線・配置計画に関する留意事項	トイレ(男子・女子・多目的)	・客席と近接した位置に配置すること	名称	使用目的	調光室 照明室 映写室 放送室	・講堂使用用途に即した…	ホワイエ	・講堂でイベントが行われていない時にも…	事務室	・7~8名(事業者の職員)が講堂管理の事務を執れる…
課名																																																								
ホール関係																																																								
名称	使用目的																																																							
ホワイエ	・ホール催事時のホワイエ																																																							
事務室	・ホール機能部分の管理																																																							
名称	動線・配置計画に関する留意事項																																																							
トイレ(男子・女子・多目的)	・ホールと近接した位置に配置すること																																																							
名称	使用目的																																																							
調光室 照明室 映写室 放送室	・ホール使用用途に即した…																																																							
ホワイエ	・ホールでイベントが行われていない時にも…																																																							
事務室	・7~8名(事業者の職員)がホール管理の事務を執れる…																																																							
課名																																																								
講堂関係																																																								
名称	使用目的																																																							
ホワイエ	・講堂催事時のホワイエ																																																							
事務室	・講堂機能部分の管理																																																							
名称	動線・配置計画に関する留意事項																																																							
トイレ(男子・女子・多目的)	・客席と近接した位置に配置すること																																																							
名称	使用目的																																																							
調光室 照明室 映写室 放送室	・講堂使用用途に即した…																																																							
ホワイエ	・講堂でイベントが行われていない時にも…																																																							
事務室	・7~8名(事業者の職員)が講堂管理の事務を執れる…																																																							
様式集	5-2									※5 サービス購入料A1の基準金利は、平成20年6月17日(火)の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6ヶ月LIBORベース2年物(円/円)金利スワップレートとします。サービス購入料B1及びB2の基準金利は午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとします。	※5 割賦金利の構成は基準金利と乙の提案したスプレッドの合計による金利とし、提案におけるサービス購入料A1の基準金利は0.905%、サービス購入料B1及びB2の基準金利は1.990%とします。																																													

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後															
特定事業仮契約書(案)		19	50	2						第三者に対する損害	…ただし、甲が設定した条件に直接起因するもので、…	…ただし、甲が設定した条件に起因するもので、…																
特定事業仮契約書(案)	7	63		1	(1)					「サービスの対価の構成」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価</th> <th>確認方法 確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入料C</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料D</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料E</td> <td>平成 23年11月から。</td> </tr> </tbody> </table>	サービス対価	確認方法 確認時期	サービス購入料C	平成 23年11月から。	サービス購入料D	平成 23年11月から。	サービス購入料E	平成 23年11月から。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価</th> <th>確認方法 確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス購入料C</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料D</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料E</td> <td>平成 24年2月から。</td> </tr> </tbody> </table>	サービス対価	確認方法 確認時期	サービス購入料C	平成 24年2月から。	サービス購入料D	平成 24年2月から。	サービス購入料E	平成 24年2月から。
サービス対価	確認方法 確認時期																											
サービス購入料C	平成 23年11月から。																											
サービス購入料D	平成 23年11月から。																											
サービス購入料E	平成 23年11月から。																											
サービス対価	確認方法 確認時期																											
サービス購入料C	平成 24年2月から。																											
サービス購入料D	平成 24年2月から。																											
サービス購入料E	平成 24年2月から。																											
特定事業仮契約書(案)	7	64		1	(2)	①	ウ			基準金利	サービス購入料Aの基準金利は…	サービス購入料A ₁ の基準金利は…																
特定事業仮契約書(案)	7	64		1	(2)	①	オ			入札価格の算定にあたっての提案金利	入札価格の算定にあたっては、平成 20 年 6 月 17 日(火)の午前 10 時現在における上記ウの金利を基準金利として用いることとする。	入札価格の算定にあたっての提案金利は、サービス購入料A1は 0.905%、サービス購入料B1及びB2は 1.990%を基準金利として用いることとする。																
特定事業仮契約書(案)	8	74		1						設計・建設の対価の改定	(追加) (以下1節ずつ節が変更) (1)… … (3)…	(1) 物価変動に基づく改定 ア 甲及び乙は、工期内で本契約締結の日から 12 月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計・建設の対価が不適当となったと認めるときは、相手方に対して設計・建設の対価の変更を請求することができる。 イ 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前設計・建設の対価(本契約に定められた設計・建設の対価をいう。以下同じ。)と変動後設計・建設の対価(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前設計・建設の対価に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変																

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
												<p>動前設計・建設の対価の1,000分の15を超える額につき、設計・建設の対価の変更に応じなければならない。</p> <p>ウ 変動前設計・建設の対価及び変動後設計・建設の対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、変動前設計・建設の対価及び変動後設計・建設の対価を定め、乙に通知する。</p> <p>エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により設計・建設の対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく設計・建設の対価変更の基準とした日」と読み替えるものとする。</p> <p>オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、設計・建設の対価が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、設計・建設の対価の変更を請求することができる。</p> <p>カ 予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設の対価が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、設計・建設の対価の変更を請求することができる。</p> <p>キ 上記オ又はカの規定による請求があった場合において、当該設計・建設の対価の変更額については、甲と乙との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計・建設の対価を変更し、乙に通知する。</p> <p>ク 上記ウ又はキの協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。</p> <p>(2)… … (4)…</p>